

北九州市子ども医療費支給制度の改正内容

1. 令和3年4月1日の改正

(1) 助成対象

- 通院助成を、小学校6年生から「中学校3年生まで」に拡充
- 入院助成は、現行どおり「中学校3年生まで」

(2) 自己負担

- 中学生の通院の自己負担額は、1医療機関につき1月あたり「1,600円まで」です。調剤薬局の自己負担額はありませぬ。その他は現行どおりです。

(3) その他

この改正にあわせ、「北九州市重度障害者医療費支給制度」について、精神障害者保健福祉手帳1級の人の精神病床への入院医療費が小学校6年生から「中学校3年生まで」が助成対象になります。

2. 令和4年1月1日（予定）の改正

(1) 助成対象

- 通院及び入院助成を、中学校3年生から「高校3年生まで（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）」に拡充
- ※高校に在籍していなくても対象となります。

(2) 自己負担

- 高校生の通院の自己負担額は、1医療機関につき1月あたり「1,600円まで」です。高校生の入院医療費は「無料」です。調剤薬局の自己負担額はありませぬ。その他は現行どおりです。

(3) その他

この改正にあわせ、「北九州市ひとり親家庭等医療費支給制度」について、「高校3年生まで」の入院医療費が「無料」になります。

また、「北九州市重度障害者医療費支給制度」について、精神障害者保健福祉手帳1級の人の精神病床への入院医療費が中学校3年生から「高校3年生まで」が助成対象になります。

【参考：子ども医療費支給制度の自己負担額】

	通院	入院		通院	入院
3歳未満	自己負担額なし	自己負担額 なし	➡	3歳未満	自己負担額なし
3歳以上 就学前	月600円まで			3歳以上 就学前	月600円まで
小学生	月1200円まで			小学生	月1200円まで
中学生	助成なし			中学生 (R3.4~)	月1600円まで
高校生		高校生 (R4.1予定)			